

神奈川県飼養衛生管理指導等計画

令和 6 年 4 月 1 日
神奈川県公表

はじめに

I 本計画について

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下、「法」という。）第 12 条の 3 では、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関して家畜の所有者が遵守すべき基準（以下、「飼養衛生管理基準」という。）を定め、家畜の所有者にその遵守を義務付けている。

また、法第 12 条の 3 の 2 では、飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、家畜の飼養衛生管理を適正に行うため、家畜の飼養管理に携わる者等を管理し教育訓練等を行う飼養衛生管理者を選任することが義務付けられている。

豚熱や高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫といった特定家畜伝染病だけでなく、国内で常在化している家畜の伝染性疾患の発生予防やまん延防止の観点から、家畜の所有者及び法第 12 条の 3 の 2 により選任された飼養衛生管理者及び家畜の飼養管理に従事する者等、家畜の所有・管理に関わるすべての者（以下、「飼養者等」という。）は、自らの財産である家畜を伝染性疾患から守り、また、万が一、家畜の伝染性疾患が発生した際には、地域にまん延することを防止するため、飼養衛生管理基準を理解し、遵守することが必要である。

県及び国、市町村、関係団体及び関連事業者は、畜産を支える立場から、家畜の適切な飼養衛生管理を家畜衛生の最重要課題に位置付け、お互いに連携して飼養者等をサポートすることで、地域における家畜衛生の向上を図り、もって畜産振興に努めるものとする。

上記を踏まえ、本計画は、飼養者等への飼養衛生管理基準の指導の方針や、家畜衛生に係る関係者の連携体制等について定めるものである。

- ① 本計画は、法第 12 条の 3 の 3 における飼養衛生管理指導等指針（以下、「指針」という。）及び法第 12 条の 3 の 4 に基づき、策定する。
- ② 本計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度とする。
- ③ 指針の変更や、家畜の伝染性疾患の発生の状況及び動向または指導の実施状況を踏まえ、必要があると認めた場合には、本計画を変更する。
- ④ 本計画を変更した場合は、これを公表する。
- ⑤ 本計画は、畜産農家を念頭に作成したものであるが、畜産以外の用途で、あるいはごく少頭羽数を飼養する場合においても、法に家畜の所有者の責務が規定されている。このことを踏まえ、県内のすべての飼養者等に本計画の必要事項を適用する。

II 本計画の考え方

県、飼養者等、国、市町村、関係団体及び関連事業者は、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止は畜産振興と一体であることを踏まえ、指針に定める主体ごとの役割を認識し、相互に連携して家畜衛生の向上に取り組む。

県は、2 所 1 出張所からなる家畜保健衛生所を主軸として、家畜衛生に資する施策を展開し、

地域の畜産業についてより多くの知見を有する市町村及び関係団体等と協力して、県における家畜衛生の中心的な役割を果たす。法に基づく家畜の検査を行うことに加え、飼養者等、関係団体及び関連事業者等に対して、飼養衛生管理基準遵守の指導、家畜衛生についての情報提供、その他家畜衛生に係る関係者の連携体制の整備等を行う。

飼養者等は、近年の国内外での特定家畜伝染病の発生に鑑み、より適切な飼養衛生管理が求められていること、ひとたび発生やまん延を許せば、社会的な影響が大きいことを踏まえて、自ら適切な飼養衛生管理に取り組む。また、家畜衛生の情報の収集や、県や市町村、関係団体等からの助言等を受け、より良い飼養衛生管理を行うための方策を積極的に講ずる。

市町村や関係団体は地域に精通する立場から、関連事業者はその事業活動の上で平時から飼養者等とコミュニケーションを図る立場から、国や県の施策に協力する。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 神奈川県畜産業の現状

1 神奈川県の畜産業の概要

本県の畜産業は、横浜港開港時の外国人への畜産物の供給を目的として始まり、150年以上の歴史がある。都市化の進展に伴い、畜産農家は戸数・頭羽数とも減少傾向にあるが、畜産環境保全の推進により地域との調和を図る取り組みや、国内有数の消費地を擁する利点を生かした県産畜産物の知名度向上・販路拡大への取り組み等により、経営体質の強化を進めている。また、未利用資源の飼料利用・耕種農家への堆肥の供給といった資源循環の推進、催事・見学の受け入れ等による畜産業に対する理解の醸成を通じ、県民との共生を図りながら、都市の中にある畜産業として重要な役割を果たしている。

2 神奈川県における家畜の飼養状況

本県における家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数は次表のとおりである（令和5年2月1日時点）。なお、（）内は、小規模飼養者（牛、水牛及び馬は1頭、鹿、めん羊、山羊、豚及びひのししは6頭未満、鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥は100羽未満、だちょうは10羽未満）の戸数・頭羽数を示す。

主要な畜種	戸数（内小規模）	頭羽数（内小規模）
乳用牛	126 (1)	4,501 (1)
肉用牛	47 (0)	5,145 (0)
豚	187 (138)	56,991 (170)
採卵鶏	250 (185)	1,073,050 (2,327)
肉用鶏	6 (0)	4,543 (0)
馬	87 (24)	1,688 (24)

戸数・頭羽数は、飼養者等の高齢化や都市化の進展等により、減少傾向にある。また、規模拡大が難しい環境であるため、全畜種で1戸あたりの平均飼養頭羽数は全国平均よりも少ないが、採卵鶏については県下の飼養羽数の約半数程度を占める大規模な養鶏団地が存在する。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 近年の家畜の伝染性疾病の発生状況

本県では、令和3年に、昭和50年の最終発生から46年ぶりとなる豚熱の発生があり、県は直ちに危機管理対策本部を立ち上げ、全庁的な応援体制を整えるとともに、国や地元市町村、関係団体等、様々な関係者の協力・支援を得ながら防疫活動に取り組むことで、感染拡大を食い止めた。一方、高病原性及び低病原性鳥インフルエンザや、口蹄疫といったその他の特定家畜伝染病の家畜での発生は近年確認されていない。

家畜伝染病は、平成25年から令和5年までの10年間でヨーネ病（7例）の発生に留まり、届出伝染病についても、牛伝染性リンパ腫や豚丹毒がと畜場で摘発される事例を除けば、県内の農場での発生事例は少ない。

一方で、野生動物においては、令和2年5月に県内で初めて野生いのししで豚熱の感染が確認、令和4年9月には死亡野鳥（ハヤブサ）で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認され、越境性疾病であるアフリカ豚熱とともに、継続したモニタリングが必要である。

2 家畜衛生上の課題

(1) 本県への病原体の侵入リスク

県内外から家畜を受け入れると畜場や家畜市場等の畜産関係施設があること、家畜の導入や育成預託、化製処理、飼料の確保を県外に依存していること等から、県境をまたいだ生体や畜産関係者、畜産関係車両の往来による病原体の侵入リスクは低いとは言えない。また、県北部・西部では山林が県境をまたいでいること、冬期には海外から渡り鳥が飛来することから、野生動物を介した県外あるいは海外からの病原体の侵入も懸念される。

さらに、近年の外国人観光客の増加や外国人技能実習生の受け入れにより、海外との接点が増加しており、越境性疾病の侵入リスクが高まっている。

(2) 飼養形態の多様化

近年、農福連携の取組みや、食育・情操教育の一環としてのふれあい、ペットとしての用途等、家畜との関わり方は多様化している。家畜の用途に関わらず、感染する疾病は同じであること、飼養施設や管理の方法も様々であることを踏まえ、家畜の伝染性疾病に関することや、消毒等の方法について、十分な情報が得られるよう、事情に応じたきめ細やかな情報提供及び指導が必要である。

(3) 農場における飼養衛生管理基準への対応

飼養者等に求められる飼養衛生管理の水準は高まっており、例えば更衣場所等の整備と、飼養衛生管理の作業の手順の明確化といったように、ハード・ソフトの両面から対応が必要である。

ハード面で対応するにあたっては、立地条件や後継者不在等の事情から、施設の建替えや拡充を含む施設整備が難しい場合が多いことが課題であり、県等がより効果的・経済的な方策を提案することで、飼養者等の取組みを促していく必要がある。

また、ソフト面で対応するにあたっては、日常の作業に反映することを前提に、効率

的かつ十分な効果が得られる方法を、施設に合わせて講じる必要がある。このためには、飼養者等が、飼養衛生管理基準と実際の飼養衛生管理の手順を十分に理解して行うことが重要である。さらに、県が必要な指導を行い、助言する他、関係機関や関係団体、関連事業者も、積極的に必要な知識を得て、飼養者等の取組みをサポートしていく必要がある。

なお、飼養者等は飼養衛生管理基準の遵守を目的として、農場内での手順の共有化、技術の平準化を進める必要があり、コミュニケーション上の配慮が必要な外国人技能実習生等については、特段の指導・配慮が必要である。

(4) 家畜衛生の基盤整備

畜産農家の戸数の減少に伴い、畜産農家のサポートを行う行政機関や畜産関係団体等の組織・事業は、地域によっては統合・広域化され、畜産を支える職員の確保・育成が課題となっている。

また、家畜を診療する産業動物獣医師も高齢化しており、適切な診療・指導を受ける機会の減少が将来的に危惧される。

(5) 特定家畜伝染病発生時の対応

県内には市街地あるいは水源に接する地域が多いことから、特定家畜伝染病の発生時に必要となる殺処分した家畜等の埋却地の確保が困難であり、レンダリング装置や焼却施設による処理も検討する必要がある。また、病原体の封じ込めにあたって必要となる農場での防疫措置、消毒ポイントの設置、通行遮断等については、周辺住民の理解を得るための説明に時間を要すると考えられる。さらに、特定家畜伝染病が発生した場合には、関係者が一体となって対応する必要があり、実践的な防疫訓練を重ね、対応力を高めていく必要がある。

3 畜種ごとの家畜の伝染性疾患の発生状況及び家畜衛生上の課題

畜種	家畜の伝染性疾患の 県内での発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ヨーネ病</u> 令和4年に2件の発生があるものの、その後の検査において清浄性確認がされている。 ・ <u>牛ウイルス性下痢</u> 直近では、令和3年にP1牛が摘発されたほか、令和4年に成牛での発生が報告されている。 ・ <u>牛伝染性リンパ腫</u> 年間数十頭の摘発があり、そ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>慢性疾患の清浄化</u> 特に左に示したような慢性疾患は、その発生予防やまん延防止のため、計画的な検査や摘発淘汰、衛生管理等、総合的な対策を講じる必要がある。一方で、日常の管理において継続した対策を要すること、一定のコストがかかることから、特に牛伝染性リンパ腫については、清浄化に時間を要する。 ・ <u>生体や関係車両を介した病原体の持ち込み</u>

	<p>の多くはと畜場において摘発された県外産牛であるが、県内産牛も一部を占めている。</p>	<p>牛は共進会や家畜市場、預託牧場等、県内外を移動する機会が多く、また集乳車等の関係車両は複数の農家に入出入りするため、このことを踏まえて家畜の飼養者等は農場への病原体の侵入防止措置を講じる必要がある。</p>
めん羊・山羊	<p>・平成 17 年にめん羊でスクレイパーが発生して以降、監視伝染病の発生はない。</p>	<p>・<u>用途等に応じた飼養衛生管理の指導</u> 多くが愛玩用、ふれあい用等、畜産の用途以外で飼養されていることから、施設と用途に応じた方法で飼養衛生管理基準を遵守し、適切な飼養衛生管理を行うことが必要である。</p>
豚・いのしし	<p>・<u>豚熱</u> 令和 2 年、県北西部の死亡野生いのししで感染が確認され、以降、野生いのししでの感染確認地域が拡大。令和 3 年、養豚場において県内では 46 年ぶりに発生があった。</p> <p>・<u>豚流行性下痢</u> 全国的な流行をみた平成 26、27 年に県内の養豚農家 2 戸で発生した。</p>	<p>・<u>高度な飼養衛生管理の実現</u> 野生いのししによる豚熱ウイルスの県内への拡散に伴い、施設間や畜舎間での交差汚染防止対策だけでなく、農場外・畜舎外との交差汚染防止対策が求められている。ハード・ソフトの両面から、農場の状況に合わせて対策を検討する必要がある。</p> <p>・<u>慢性疾病の清浄化・コントロール</u> 豚繁殖・呼吸器障害症候群等の慢性疾病については、農場や地域ごとに疾病に対する清浄化やコントロールの取組み状況が異なっているため、関係者一体となった取組みやまん延防止対策が必要である。</p> <p>・<u>畜産以外の用途に応じた飼養衛生管理</u> 近年、愛玩用、ふれあい用等、畜産の用途以外にも豚の飼養形態は多様化しているが、豚熱発生リスクの高まりから、こうした施設においても飼養衛生管理基準を遵守し、適切な飼養衛生管理を行うことが必要である。</p>
鶏	<p>・<u>高病原性・低病原性鳥インフルエンザ</u> 令和 4 年 9 月、令和 5 年 3 月に野鳥において感染が確認された。</p> <p>・<u>ニューカッスル病</u> 平成 11 年に発生。</p>	<p>・<u>高度な飼養衛生管理の実現</u> 渡り鳥により海外から持ち込まれる疾病であることから、国内外における高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生リスクは継続して存在しており、飼養者等や関係者には引き続き高度な飼養衛生管理が求められている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>鶏白血病</u> 平成 29 年に発生（疑症）。 ・<u>マレック病</u> 平成 26 年、29 年（疑症）に発生。 ・<u>鶏痘</u> 平成 27 年に発生。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>用途等に応じた飼養衛生管理の指導</u> 愛玩・ふれあいの用途で飼養する小規模飼養者も多く、施設と用途に応じた方法で飼養衛生管理基準を遵守し、適切な飼養衛生管理を行うことが必要である。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>馬インフルエンザ</u> 国内での大規模な流行をみた平成 19 年に県内の複数の施設で発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>海外・県外からの病原体の持ち込み</u> 県下には乗馬施設、馬術競技場、競馬場が存在し、県内外及び国内外から馬の移動がある。また、馬の飼養施設にはその性質上、多数の人が出入りする。施設と用途に応じた方法で飼養衛生管理基準を遵守し、適切な飼養衛生管理を行うことが必要である。

4 家畜の伝染性疾病の発生時における関係機関等との課題について

特定家畜伝染病の発生時には、県は危機管理対策本部会議等による連絡体制を通じ、関係機関及び関係団体等と連携して対応することとしているが、地域によって畜産業の規模や家畜衛生を支える体制整備の状況は大きく異なり、綿密な事前調整や、発生時の十分な連携が難しい場合がある。

III 指導等の実施に関する基本的な方向

1 指導等に関する基本的な方向

飼養衛生管理基準は、飼養者等が、日常の管理の方法等を踏まえて病原体の侵入あるいは農場内でのまん延のリスクを把握し、その上でどのように対策を行うか、自ら考えることが必要である。また、農場における遵守率の向上は、疾病の発生リスク低減や、経営改善の一助となることから、重要性は非常に高い。

一方で、飼養施設や従事者といった飼養条件は農場により異なることから、飼養衛生管理基準の趣旨を理解した上で農場毎に対策を講じる必要がある。このため、県は、飼養衛生管理基準についての講習会の開催等により、飼養衛生管理基準の普及・指導に努め、飼養者等が自ら取組むことを促しつつ、農場に応じた必要な助言を行う。

2 指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 指導等の実施方法

本計画の実施期間においては、すべての家畜の飼養施設を対象に、計画期間中に 1 回以上、家畜防疫員が立入り検査等を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、必要な指導を行うこととする。また、年 1 回以上の飼養衛生管理基準の自己点検を求める。

特に、①全ての豚又はいのししの飼養者等は 3 か月に一度、②全ての家きんの飼養者等

は、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃からシーズン中は毎月、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検を行うことを指導する。

(2) 家畜衛生に関する情報提供

県は飼養者等への家畜衛生に関する情報提供を行う。方法は、飼養者等に郵送、メール及びファクシミリ等によるほか、講習会、ホームページによる情報発信や、協議会、市町村及び関係団体を介した連絡による。

飼養者等は、農場に出入りする者が家畜衛生の情報を得ていない可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理マニュアルに基づき、農場への出入りの際の注意点その他必要な情報を積極的に提供していく。

第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I 実施方針

法に基づき、監視伝染病の発生予防・予察事業の的確な実施を図るため、「監視伝染病サーベイランス対策指針」により、発生状況及び動向を的確に把握する。なお、サーベイランススケジュールは、年度ごとに神奈川県環境農政局農水産部畜産課ホームページにおいて公表する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

次の表のとおり、計画期間内に重点的に指導を実施する項目を家畜種ごとに示す。なお、指導の方法は、家畜防疫員による立入り検査・メール・電話・ファクシミリ等により個別に行うほか、第一章IIIによる情報提供の際にも、必要な事項の周知に努める。

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項 ※ () 内は飼養衛生管理基準における項目番号を示す
牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (8) 衛生管理区域の適切な設定 (10) 埋却等の準備 (16) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (17) 衛生管理区域の出入り口における車両の消毒 (22) 家畜を導入する際の健康観察等 (37) 特定症状が確認された場合の早期通報

豚及び いのしし	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜の所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (8) 衛生管理区域の適切な設定 (10) 埋却等の準備 (15) 衛生管理区域に立入る者の手指の消毒等 (16) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (17) 衛生管理区域内に立入る車両の消毒等 (21) 処理済みの飼料の利用 (23) 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 (25,26) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒 (29) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (32) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (39) 特定症状が確認された場合の早期通報
鶏及び その他の 家きん	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家きんの所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (7) 衛生管理区域の適切な設定 (8) 埋却等の準備 (14) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (21) 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用の徹底 (24) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 (27) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 (34) 特定症状が確認された場合の早期通報
馬	<ul style="list-style-type: none"> (1) 家畜の所有者の責務の徹底 (3) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (4) 記録の作成及び保管 (6) 衛生管理区域の適切な設定 (17) 器具の定期的な清掃又は消毒等

2 埋却等の準備

全家畜共通の内容として、法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずるよう指導等を行う。

3 各年度の優先事項等

各年度について、優先的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項は、神奈川県環境農政局農水産部畜産課ホームページにおいて公表する。

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

1 事前準備

高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の特定家畜伝染病が発生した場合、法や特定家畜伝染病防疫指針に基づく病原体の封じ込めのため、殺処分した家畜等の埋却や、消毒ポイントの設置が必要となる。

家畜の所有者には、埋却地の確保等、殺処分した家畜等の処分について準備を行うことが義務付けられているものの、家畜の所有者が予め想定していた埋却地が、実際には周囲の市街化や地盤等の状況により、埋却地に適さないと判断される可能性がある。このため、県はレンダリング装置、焼却施設等を活用することにより、埋却以外の方法で病原体の封じ込めを行うことを想定する必要がある。このことを踏まえ、県は関係機関や関係団体との事前の調整を行う。

2 分割管理

また、家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について県と相談の上、農場の分割管理に取り組む。家畜の所有者から相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。

また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

3 大規模所有者※

家畜の飼養農場の戸数及び飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却又は埋却の実施に関する事項を含む。）の策定並びに状況に応じた周辺住民に対する説明及び消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、指導計画の優先事項等に定め、指導等を行う。特に、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。

※以下に掲げる頭羽数以上飼養している者

- ・乳用牛・和牛等（満4月齢～満24月齢未満）、乳用種の雄牛・交雑種の牛（満4月齢～満17月齢未満）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし：3,000頭
- ・乳用牛・和牛等（満24月齢～）、乳用種の雄牛・交雑種の牛（満17月齢～）、水牛及び馬：200頭
- ・鶏、うずら：10万羽
- ・あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥及びだちょう：1万羽

第四章 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜の所有者自ら家畜伝染病の予防的措置を実施することを目的とした自衛防疫組織は、一部の家畜伝染病の予防的ワクチンの接種を目的として、（一社）神奈川県畜産会及び市町村畜産会を主体として設置され、その後も家畜衛生の普及啓発を担う組織として運営されている。

家畜伝染病を予防する上では、家畜の所有者又は自衛防疫組織等が主体的に課題を検討し、対策に取り組むことが重要であり、県は、こうした組織について、次のような取組みを促す。

- (1) 自衛防疫組織は、地域の家畜衛生に係る諸課題を明確にし、自ら諸課題の解決のため、県や市町村に対し、必要な情報提供及び協力を求める。
- (2) 自衛防疫組織は、県や市町村等と連携した家畜衛生に係る研修会等により、(1)の地域の諸課題に対し、積極的に取り組む。
- (3) 農場の減少等により、自衛防疫組織を維持することが難しくなっている地域の家畜の所有者は、広域総合農協の家畜部会や専門農協あるいは家畜毎の関係畜産団体・協議会等に積極的に加入する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 都道府県の体制整備

家畜防疫員は、県職員の他、(公社)神奈川県獣医師会、(公社)横浜市獣医師会、(公社)川崎市獣医師会等との協力により、必要に応じて民間の獣医師を任命する。

また、県では家畜防疫員を対象とする技術・事例の検討会や各種研修会を実施しており、各畜種における課題を検討・共有するとともに、家畜防疫員の育成を図る。

II 飼養衛生管理者に関する事項

1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者を選任する場合は、原則として日常的に家畜と接する者であり、他の従事者に対して、飼養衛生管理の方法や家畜衛生に関する情報を周知・教育できる者から選任するよう、また、飼養衛生管理者やその連絡先等、法に基づく届出内容に変更があった場合には、速やかに所管する家畜保健衛生所に連絡するよう、家畜の所有者に対して指導を行う。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

飼養衛生管理者に対しては、第一章IIIによる情報提供の他、畜産農家等を対象とした研修会・会議等の機会を捉えて、飼養衛生管理基準を遵守し、家畜の伝染性疾患の発生やまん延を予防するために必要な情報を提供する。なお提供に際しては、第三章Iによる各年度の優先事項に留意する。

III 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員に関する事項

飼養者等は、外国人技能実習生等の外国人従業員が、家畜の伝染性疾患の発生状況や飼養衛生管理基準について、十分に理解した上で家畜の飼養管理に携わることができるよう、従業員の母国語等理解が容易な言語、あるいは日本語であっても平易な言葉や、図や写真を多用した掲示物等により、入手した家畜衛生に関する情報を確実に伝達する必要がある。また、海外との接点を踏まえ、越境性疾患が侵入することを防止する観点から、帰国時の注意事項、母国から動物検疫を受けていない畜産物等を郵便物等として持ち込まない等、家畜衛生上の注意喚起を行う必要がある。

県は、こうした飼養者等の取組みについて、情報提供や助言を行う。

IV その他指導等の実施体制に関する事項

飼養衛生管理に係る指導は、第一章IIIにより、年間を通じて実施する。

なお、所有者等が飼養衛生管理基準を遵守せず、そのことによって当該家畜の飼養場所や周辺地域における家畜伝染病の発生予防やまん延防止の上で重大な懸念があると認められる場合には、法及び飼養衛生管理基準に係る行政処分等の事務処理要領に基づいて指導等を実施する。なお、正当な理由がなくこの命令に従わなかった場合には、法及び上記の要領によりその旨を公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

本県における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の措置等を円滑かつ適切に実施するため、以下の事項等について隣接都県や県内市町村等と連携する。

1 平常時には、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見、優良事例（市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等及び家畜の所有者等に対する効果的な研修手法やその有効な活用方法を含む。）、飼養衛生管理の向上のための指導事項等の情報提供、防疫演習、家畜の伝染性疾患の発生状況調査等の共同実施、家畜伝染病発生時の人員及び資材等の融通、県境域の消毒ポイントの設置及びその運営、家畜集合施設の開催及び運用に関する方針等連携強化等

2 家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾患の感染確認時には、人員及び資材の融通、消毒ポイントの共同運営、周辺の家畜の飼養農場における疾病発生の状況及び衛生管理の状況並びに野生動物における浸潤状況の調査等に係る相互連携、家畜等の移動又は移出の制限、家畜集合施設の開催及び運用、その他疫学情報の共有、経営再開支援策に関する情報共有等

3 相互連携を図る主な協議会等は、以下のとおり。

協議会等の種類	構成	設置時期*	事務局	協議内容
関東甲信越北陸ブロック家畜衛生協議会	関東甲信越北陸地域 14 都県等	既設	各都県の持ち回り	家畜衛生の情報共有、防疫措置の連携等
家畜保健衛生所事業推進会議	県及び市町村・関係団体等	既設	各家畜保健衛生所	平時及び家畜伝染病の発生時等緊急時の情報共有 防疫措置の連携等
都県境防疫推進会議	東京都、県	既設	持ち回り	都県境における家畜衛生に関する諸課題
県境防疫会議	山梨県、県	既設	持ち回り	県境における家畜衛生に関する諸課題

県境防疫会議	静岡県、県	既設	持ち回り	県境における家畜衛生に関する諸課題
食肉衛生・家畜衛生連絡調整会議	行政機関（県・横浜市）	既設	持ち回り	食肉衛生検査所と県農政部局の情報共有、連絡調整
神奈川県CSF感染拡大防止対策協議会	行政機関（国・県・市町村） 関係団体等	令和元年 12月	神奈川県 環境農政局畜産課	野生いのしし経口ワクチンの散布計画
神奈川県オーエスキ病防疫協議会	県・関係団体等	既設	神奈川県 環境農政局畜産課	オーエスキ病防疫対策に関すること及び地域オーエスキ病防疫協議会との調整
地域オーエスキ病防疫協議会	県及び市町村・関係団体等	既設	各家畜保健衛生所	地域におけるオーエスキ病防疫対策に関すること
地域自衛防疫推進協議会	県及び市町村・関係団体等	既設	神奈川県 畜産会	各種ワクチン接種体制の整備

※具体的な時期を記載していないものについては平成期以前に設置

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

本県の家畜において、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等により、該当する家畜の飼養者等に速やかに発生情報の提供及び異状の有無の確認を行う。また、設定される制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について点検を実施する。

更に、関係者が連携してまん延防止に努めることができるよう、防疫指針、県マニュアル、疫学情報等に基づき、制限区域の設定、消毒ポイントの設置、家畜防疫員による立入り検査の実施等について、飼養者等や関係団体、関係事業者等に情報提供するとともに、適切な飼養衛生管理や早期通報の徹底、法第 52 条による報告徴求等、必要な措置について具体的な指示を行う。

なお、本県の野生動物でアフリカ豚熱、口蹄疫及び高病原性インフルエンザ等が確認された場合にも同様とする。

III 通常の家畜の飼養農場以外の施設等への対応に関する方針

1 畜産農家以外の家畜の飼養施設

県は観光牧場や動物園、愛玩用に飼養される家畜の飼養場所等について、それぞれの施設の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を踏まえ、衛生管理区域の適切な設定や、消毒の実施等、飼養衛生管理上の注意点を明示し、施設に応じた適切な指導を行う。

また、必要に応じて施設を所管する機関と連携する。

2 野生動物との接点

県内では、野生いのししにおいて豚熱の感染が確認されており、また、近隣諸国では口蹄疫やアフリカ豚熱といった重大な家畜の伝染性疾病が発生している。こうしたことを踏まえ、伝染性疾病が野生動物から家畜に伝播することを防止するために、家畜だけではなく、野生動物についても対策を講じる必要がある。

県は、市町村、関係団体及び関係事業者と連携して、山林に出入りする狩猟者、観光客、林業関係者等に対して、資料の配布等による情報提供を行い、食品残さ等を介した野生動物への伝染性疾病の侵入防止と、人や車両による野外での病原体の拡散防止等について協力を求める。また、野生動物の捕獲強化や豚熱経口ワクチンの散布による免疫付与、家畜の伝染性疾病の野生動物におけるモニタリングを引き続き実施する。